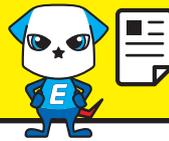


完了検査時に 省エネ適判の検査が必要な方へ

(非住宅・共同住宅・長屋について)

現場検査当日に目視や書類検査を行うことは、多大な時間を要します。
また万一不整合があった場合には速やかに検査済証を交付することができません。
さらに再計算によりルートCとなり、軽微変更該当証明申請が必要となる場合もあります。
速やかに検査を終え、検査済証を交付するために右記書類の準備にご協力ください。

ご用意いただく
書類等

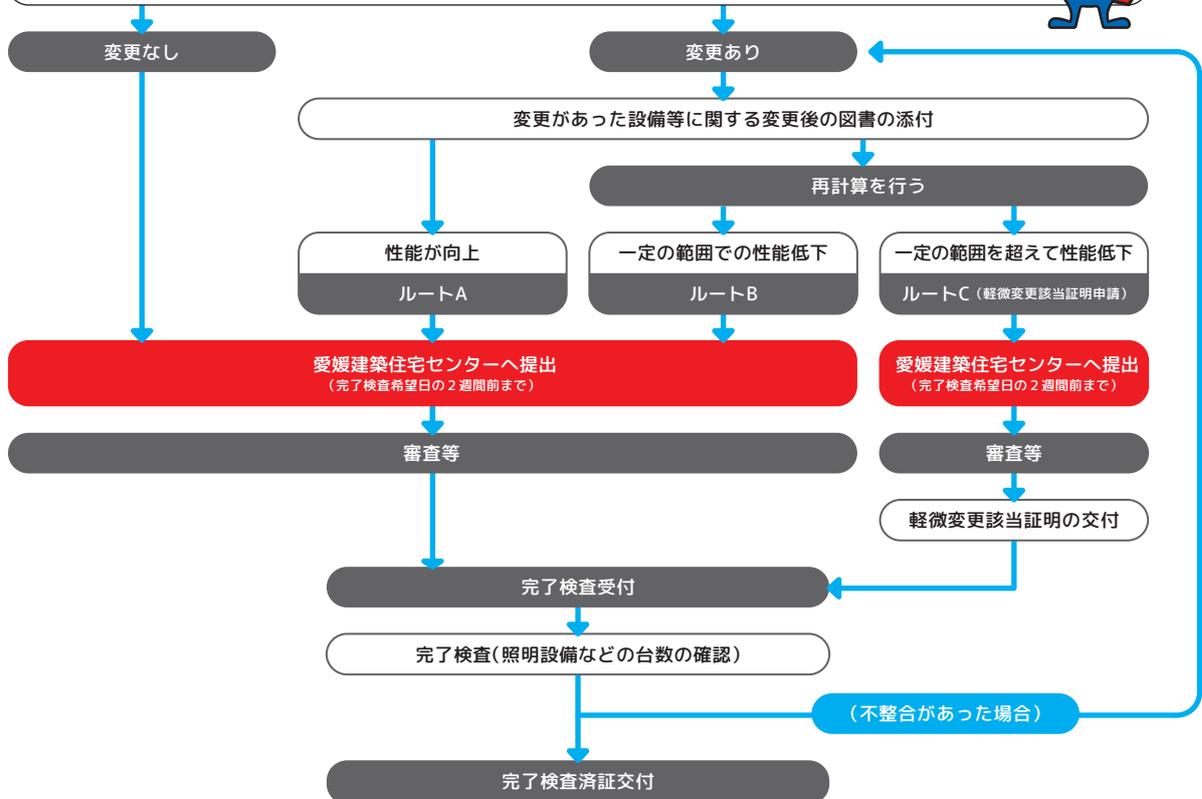


- 同意書
- 省エネ基準工事監理報告書
- 軽微変更説明書
- 納品書、出荷証明書、納入仕様書等
- 性能が確認できる承認図等

物件の規模や用途により変わりますが、概ね**一か月前**から準備をお願いします

工事監理者の方により、外皮や設備について現地との整合を確認してください。

- 外壁部の開口部の仕様・断熱材の仕様
- 熱交換タイプの換気設備の型番や台数
- 空調設備の型番や台数
- 給湯設備の型番や台数
- 照明設備の型番や台数
- EVや太陽光等の仕様
- 換気設備の型番や台数(単相で省略した場合も含まれます)



※ 省エネ基準以外につきましては「**[重要]完了検査時に必要な書類**」をご確認いただき
工事監理記録(工事写真等)の準備をお願いします。

【重要】完了検査時に必要な書類

※令和7年4月1日以降に着工する建築物で、2階建て以上又は延べ面積が200㎡を超える建築物が対象です。

以下表は、完了検査時に提示が必要な書類の例示となります。

書類が不足し検査が実施できない場合は、検査済証が交付できず、建築物が使用不可となる恐れがありますので、**ご留意ください**。完了検査は、確認に要した図書と施工状況が整合していることを確認しますので、**検査時に目視確認ができない部分は、「工事監理記録（工事写真等）」により確認**します。

なお、**工事写真の例示は「以下の表」に、工事中に確認すべきポイントは「裏面」に記載**していますので、業務の参考にしてください。

◆2階建て木造戸建て住宅の場合の例示

提示書類（※検査当日に、ご提示ください。）	
確認済証（確認申請書の副本） ※当該工事に係る設計図書は当該工事現場に備えておく必要があります。	
工事監理記録	
工事写真 ※完了検査時に現地で直接確認を受けることができない部位を確認できるように、工事写真を撮影・整理してください。	<p><材料></p> <ul style="list-style-type: none">・構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など・鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具、大臣認定品（耐力壁、準耐力壁等） <p><基礎></p> <ul style="list-style-type: none">・支持地盤の状況（床付け面の地盤の状況、根切り深さ）・配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ、鉄筋のかぶり厚さ、継手長さ・定着長さ、等）・アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック、コンクリート打設前の固定方法）・型枠の施工状況（各部の寸法、型枠補強、スペーサーの施工状況）・ジャンカ・コールドジョイント等の有無 <p><木造の部分></p> <ul style="list-style-type: none">・防腐防蟻処理の範囲・柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等の構造材の配置・接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台・接合部に応じた接合具の種類、本数・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔 <p><屋根></p> <ul style="list-style-type: none">・瓦等、屋根ふき材の留付状況 <p><外壁></p> <ul style="list-style-type: none">・外装材等の施工状況、防火構造等の場合は屋内側の被覆状況 <p><省エネ関係></p> <ul style="list-style-type: none">・断熱材等の施工状況
その他	・コンクリート等の納入書、各種材料証明書、各種試験結果など

※上記の内容は、あくまでも例示です。

必要書類については、**工事内容により異なりますので、工事施工者及び工事監理者が確認しながら正しく漏れが無いようにご留意ください。**

【工事中に確認すべきポイント】

以下記載内容は、あくまでも一例です。

工事施工者及び工事監理者が、確認に要した図書と施工状況が整合していることを確認しながら工事を進めるようお願いします。

<材料>

- ・設計図書等に記載する仕様等に適合しているか。

<基礎>

(配筋・型枠の施工状況)

- ・立上り及び底盤の補強筋はフック付きの鉄筋か、フック付きでない場合はフック付きと同等以上の性能を有しているか。 (※詳細は、下記参照)
- ・鉄筋の径、配筋ピッチ、継手長さ及び定着長さは適切か。
- ・耐圧盤がダブル配筋の場合、主筋と配力筋の上下の位置関係は適切か。
(※短辺方向が主筋、長辺方向が配力筋となり、主筋が外側(配力筋が内側)となる。)
- ・鉄筋について、適切なかぶり厚さは確保できているか。
(※底盤配筋の下端のかぶり厚さを確保する場合、6 cm以上のスペーサーが必要。)
- ・配管用スリーブの間隔と補強筋は適切か。
- ・アンカーボルトは、コンクリート打設前に型枠固定金具等で固定されているか。
- ・コンクリート打設後の養生方法、型枠解体時期(存置期間)は適切か。

(出来形)

- ・基礎の寸法は図面通りか。
- ・ジャンカ、コールドジョイント等はないか。
- ・アンカーボルトの設置にずれはないか。

<木造の部分>

- ・筋かい等の耐力壁の位置(向き)、仕様及び施工方法は適切か。
- ・筋かい端部の接合金物・接合具は適切か。

<屋根>

- ・瓦等、屋根ふき材の留付状況は適切か。

<外壁>

- ・外装材等の仕様及び施工方法は適切か。
- ・外壁が防火構造等の場合、屋内側の防火被覆(石膏ボードの施工等)は適切か。

<省エネ関係>

- ・断熱材等の仕様及び施工方法は適切か。
- ・開口部が設計図書等に記載する、開口部の熱性能に応じた仕様等に適合しているか。
(※熱貫流率・日射熱取得率を求める方法に応じて確認方法が異なるため注意。)
- ・設備機器(暖冷房・換気・給湯・照明設備)の仕様が設計図書等に記載する仕様等に適合しているか。

【参考】基礎配筋の立上り及び底盤の補強筋のフックについて

平成12年建設省告示第1347号による仕様規定「立上り部分及び底盤の端部の主筋を補強筋と緊結したもの」の「緊結」とは、以下の方法があります。

(※②又は③による場合は、必ずしも補強筋の端部にフックを設ける必要はありません。)

- ①補強筋の端部にフックを設けて主筋と緊結する方法
- ②第三者認証等を取得した性能保証型スポット溶接による方法や、工場で特殊スポット溶接により結合されたユニット鉄筋を用いる方法
- ③構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる方法